

平成29年（2017年）1月 日

平塚市長 落合 克宏 様

平塚市環境審議会  
会長 室田 憲一

平成28年10月24日付28平環政第406号にて、平塚市環境基本条例第22条第2項の規定に基づき諮問のありました平塚市環境基本計画改訂版の改定等について、次のとおり答申します。

#### 答 申

本市では、平塚市環境基本条例に基づき、平塚市環境基本計画を定めて、「環境共生都市」の実現に向けて取り組んできました。現行計画の計画期間の満了を迎えるにあたり、新たな平塚市環境基本計画の策定が進められており、これまで本審議会においても、「環境に関するアンケート」の結果等も踏まえて検討してきました。

計画素案は、地球温暖化対策をめぐる国際的動向なども見据えて、時宜を得た内容となっておりますが、以下の事項を踏まえ、各施策の推進、展開において、さらなる環境への取組推進が図られるようお願いします。

#### 1 市民にも分かりやすく、市民の取り組みを促進する施策について

「市民から見た ‘分かりやすさ’」の観点から、本審議会の検討の結果、新たな計画の「めざすべき環境像」は、『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』となりました。

市民に、環境にやさしい行動を促すためには、その重要性を分かりやすく伝えるとともに、どのようなことに取り組めばよいかを示していくことが必要になります。市が環境への配慮に率先して取り組むとともに、市民の目線に立った情報提供や啓発をしてください。

#### 2 環境教育・環境学習の重要性について

市民に、環境にやさしい行動を促すうえで、環境教育・環境学習は、とても重要になります。特に、省エネや省資源などの取組は、子どもの時からの習慣として取り組んでいる市民も多く、子どもたちへの環境教育が大切になります。市内の全ての子どもたちに環境教育が広く行き届くよう、施策の展開をお願いします。

また、子どもたちが環境にやさしい生活を習慣として身につけるためには、まずは大人が範を示して取り組まなければなりません。大人への周知啓発や、大人と子どもと一緒に取り組めるよう、施策を実施してください。

### 3 環境活動の担い手の育成支援について

今後も市民活動などの環境配慮の取組を継続していくためには、次世代の担い手を育成していくことが不可欠です。そのために、環境活動の必要性について市民の理解を広げるとともに、多くの市民に参画してもらえよう、活動への支援や情報提供をしてください。

また、2の「環境教育・環境学習」は、今後の環境活動の担い手育成のためにも重要となりますので、この観点からも、取組を推進してください。

### 4 自然に親しむ機会の創出について

平塚市は、海や川、農地、里山などの多様な自然が残るまちですが、近年は、市民が自然に親しむ機会が減ってきていると感じます。自然に親しむ講座や観察会は、幅広い世代を対象に、積極的に実施してください。

### 5 ごみのポイ捨て抑制や分別のルールの周知徹底、ごみの排出抑制等について

現在、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」の一部改正に向けた手続き等が進められており、今後は、条例についてのさらなる周知を行い、市民の理解を広めることが重要です。

また、循環型社会の実現のため、ごみの排出抑制についても取り組むことが必要です。

ごみのポイ捨て抑制や分別ルールの周知、ごみの排出抑制等について、取組の推進をお願いします。

### 6 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減について

温室効果ガスの排出削減のためには、市民一人一人の行動が重要になります。温室効果ガスの排出削減に向けた取組の周知や啓発を徹底し、地球温暖化対策を推進してください。

また、マイカーの代替として自転車利用者が増加することは、温室効果ガスの削減につながるため、今後も自転車の走行環境の向上に努めてください。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの導入や、省エネ型の機器の導入などの施策が必要であり、市民・事業者等への周知や、施策の充実を図るようお願いします。

### 7 計画の進行管理について

計画の進行管理においては、PDCAサイクルにより行われることが規定されています。本市の実態が、市民により伝わるよう、実績を数値化するなど、分かりやすく的確な評価の方法について検討してください。

以 上